

吉野川市おえクーポンの使用・換金期限が近づいています

市民の皆さんへ
 吉野川市おえクーポンの使用期限は、
12月31日(日)です。
 使用期限を過ぎたクーポンは使えませんのでご注意ください。
 ※おえクーポンが使えるお店は、市ホームページで確認できます。



取扱店舗の皆さんへ
 吉野川市おえクーポンの換金期限は、
令和6年1月15日(月)です。
 換金期限を過ぎたクーポンは換金できませんので、期日までに店舗登録場所(吉野川商工会議所または吉野川市商工会)で換金手続きを行ってください。

●問い合わせ 商工観光課 ☎22-2226 FAX22-2237

Vol. 04 地域おこし協力隊レポート

今月の地域おこし協力隊 滑良 奈央 隊員

『もっとモノづくりを気軽に』
 吉野川市地域おこし協力隊の滑良です。早いもので協力隊の活動最終年になりました。協力隊に着任する前は東京で美術大学生として自己表現の世界で生きていた自分が、徳島の土地でアーティストとして果たして活動しているのか、着任前は大きな不安を抱えていました。しかし気がつけば4年目に突入り、ありがたいことにさまざまな縁に恵まれて、協力隊退任後も吉野川市で活動することを視野に入れて忙しい毎日を送っています。

現在は美術大学で学んだことやアーティストとしてできることを活用した鴨島駅前など中心市街地活性化の協力隊活動のほか、デザインにはじまり、デザインした物の現物化までの幅広いアートに関する仕事を鴨島駅前に工房を構えて受けさせていただいています。

その中の一つとして、シルクスクリーン印刷という技法を用いて、Tシャツやバッグなどさまざまな物へ印刷を行う仕事をしています。在学中や仕事として受けさせていただいた中で、一からデザインする楽しさや難しさなどをデザインの発注に関わったことのない方々へもっと気軽に広めたいと思い、昨年度より協力隊活動の中でワークショップを毎月吉野川マルシェと同日に開催しています。「選んで楽しむ」をテーマに、毎月オリジナルでデザインした複数の版と印刷する物の組み合わせを自由に選んでいただき体験してもらう内容のワークショップで、

子どもから大人までそれぞれの楽しみ方で楽しんでいただいています。参加者の方との交流で、次の月のデザインのテーマや「こんな物に印刷してみたい!」などからデザインして作るのと近い位置で一緒に考えてもらうことが毎月の恒例になりました。お店の制服やポップ、お祝い事や自分用など、オリジナルグッズを気軽に作ったり発注に挑戦したりする方も増え、最近では吉野川市の創作レベルが周囲で上がってきたように感じます。

誰でも気軽にこんなものを作ってみたいと意見を出せる場所が吉野川市でもっと増えれば良いなど、吉野川マルシェのほかにも駅前や市内のイベントなどのワークショップ出店も考えています。吉野川市のクリエイティブイティが地道にアップすることを願ってこれからも活動を続けていきたいです。

最後になりますが、ワークショップはコワーキング・シェアオフィスCRODAで毎月第3日曜日に開催しています。イベント情報はCRODAのSNSやATD入り前の看板、鴨島駅前商店街の掲示などに掲載されていますので、興味のある方は予約の上ご参加ください!



固定資産税についてのお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日といいますが)に、土地、家屋、償却資産を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。公平・適正な課税のため、次のような場合には申告や届け出をしてください。

日(木)〜1月31日(水)
◆ 次のような場合は届け出が必要で納税義務者が亡くなった場合
 ● 納税義務者が亡くなった場合

納税義務者が亡くなったときは、相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。法務局(登記所)で相続登記がお済みでない場合は、相続人の代表者を決めていただき、固定資産税を納める方の届け出をお願いします。なお、届け出がない場合および相続人不明の場合は、調

査によって「現に所有する者」を指定することになります。法人が消滅した場合も、同様の手続きとなります。

● **土地の利用状況を変更した場合**
 宅地課税されている土地は、その土地の利用状況によって税額が異なります。店舗や事務所などから住宅に改築した場合や、住宅用地から住宅用地以外に利用状況を変更した場合は「住宅用地異動申告書」を提出してください。

● **未登記家屋の所有者が変更となった場合**
 法務局で登記していない家屋の所有者が変更となった場合は、「納税義務者変更願」を提出してください。この書類には、新旧所有者の印鑑登録証明書を添付し、実印を押印してください。



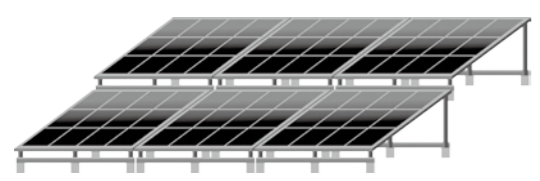
● **口座振替を利用されている方へ**
 登録している口座の名義人が亡くなった場合は、口座閉鎖によって口座振替ができなくなります。金融機関で口座振替変更の手続きをお願いします。また、共有名義の構成員が亡くなった場合に、登録口座が引き継がない場合がありますので、ご注意ください。

◆ 事業を行っている方は、償却資産の申告を!
 会社や個人で工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを賃貸経営している方、太陽光発電などの売電をしている方が、その事業のために用いる構築物・機械器具・備品などの有形資産を償却資産といえます。償却資産の所有者は、資産の多少や異動の有無にかかわらず、毎年1月1日現在における資産の状況などについて、申告することが地方税法で定められています。

◆ 償却資産の一例 ◆

飲食店	厨房施設、カラオケセット、看板など
工場	各種製造設備、受変電設備など
建設業	パワーショベル、ポータブル発電機など
理容業・美容業	理・美容いす、洗面設備、看板など
病院	ベッド、手術台、各種医療装置など
小売店	商品陳列ケース、冷蔵庫、レジなど
農業・漁業	温室管理装置、乾燥機、ビニールハウスなど
アパート経営	アスファルト舗装、エアコン、フェンスなど
太陽光発電	太陽光パネル、架台、変電設備、フェンスなど ※ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ10kW未満)を除く

※課税(申告)対象とならないものもあります。不明な場合は税務課まで問い合わせください。



高松 悠馬(牛島小学校4年)